

おむつ代医療費控除、 障害者控除の証明書を 発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。書類は受付から1週間程度で郵送します。

寝たきりの方のおむつ代医療費 控除確認書

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定の通知を受けており、寝たきりで尿失禁などの可能性が介護認定資料で確認できる方
※初めて控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。
※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。

65歳以上で障害者手帳などが ない方の障害者控除認定書

65歳以上で、要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方は申請が不要です。
※身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は申請が不要です。

申請 高齢者支援課(市役所1階12番窓口) 内線2624へ。申請書は市ホームページからもダウンロードできます



2月16日(木)~3月15日(木)

土・日曜日を除く午前9時~午後4時30分

受付場所 市役所第二庁舎4階、市政窓口
市民税課内線2342

平成24年度市民税・ 都民税は期限内に 申請しましょう

申告が必要と思われる方に、2月10日(金)ごろに「市民税・都民税申告書」と「申告の手引き」を送付します。

申告に必要なもの

- (1)平成24年度市民税・都民税申告書
- (2)平成23年中の収入を確認できるもの(源泉徴収票、支払調書など)
- (3)平成23年中に支払った金額を確認できる控除証明書など

※医療費、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民年金保険料、雑損、寄附金について控除する場合は、必ず支払額の分かる証明書・領収書を持参してください。

申告が必要な方

- 1月1日現在、市内在住で、
(1)平成23年中に収入のあった方
(2)市外に居住している人の税法上の扶養親族になっている方
(3)収入がなく、どなたの扶養親族にもなっていない方
- 三鷹市内に事務所・事業所・家屋敷がある市外在住の方

申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②平成23年中の収入が給与のみで、勤務先が「平成23年分給与支払報告書」を市へ提出している方
- ③平成23年中の収入が公的年金等のみで、支払者が「平成23年分公的年金等支払報告書」を市へ提出している方

④市内に居住している人の税法上の扶養親族であり、かつ平成23年中の合計所得金額が35万円以下の方
※②③に該当する方でも、所得金額や控除金額が給与(公的年金等)支払報告書の内容と異なる場合には申告書の提出が必要です。特に扶養控除・寡婦(夫)控除・社会保険料控除などの適用を受ける場合は必ず申告してください。

郵送による申告ができます

①源泉徴収票など収入および所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方は、返信用封筒を利用し郵送で申告書を提出することができます。申告受付会場は大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。

●郵送先 〒181-8555市民税課

税理士による申告相談を行います

確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で、住宅借入金等特別控除がない方
※譲渡所得がある方は税務署でご相談ください。

日 2月16日(木)~3月14日(水)の土・日曜日を除く午前9時~11時、午後1時~3時

物 印鑑、平成23年中の収入などが確認できる書類や控除のための領収書など

所 市役所第二庁舎4階

申 当日会場へ

※会場は大変混雑する場合があります。



前号より、新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業で集約化の対象となっている施設などの概要や現在実施している事業を紹介しています。今号では、北野ハピネスセンター幼児部門を紹介します。

問 都市再生推進本部事務局内線2052

事業概要

市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地を中心とした約2.0haに、災害時の一時避難場所となる防災公園と、健康・スポーツ施設、老朽化し耐震性に課題のある公共施設を集約化した多機能複合施設を整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

集約化対象施設の現状

北野ハピネスセンターは、福祉活動の拠点として、市内に住んでいる在宅障がい児(者)のための各種の相談、療育、指導、訓練などを実施するとともに、地域との交流事業を行っています。就学前までの幼児を対象とした幼児部門では、発育や発達に関する相談、療育訓練など、子どもたちの「育ち」を応援しながら家族支援、地域支援を行っています。

※新川防災公園・多機能複合施設(仮称)には幼児部門のみを移転し、成人部門は引き続き北野ハピネスセンターで事業を展開する予定です。

◆施設概要

- 所在地 北野1-9-29
- 建築年度 昭和57年度
- 主な施設内容
作業・理学療法室、療法室、相談室、体育室、談話室など

◆主な事業内容

◇児童デイサービス「くるみ幼児園」

発達に課題のある2歳~就学前までの子どもを対象に、基本的な生活習慣の自立に向けた援助を行いながら、「あそび」を通して、精神発達や運動発達を促し、人との関わりを広げるよう援助しています。また、必要に応じ、心理、言語療法などの専門療法も行っていきます。

◇療育相談(発育・発達・ことばの相談)

お子さんの発育・発達に関する相談(「ことばが遅い」「友達と遊べない」など)を行っています。

◇外来療育訓練

スタッフ、嘱託医、心理療法士による相談後、必要に応じて個別の専門療育を行います。少人数のグループによる療育も行っていきます。



北野ハピネスセンター

新施設に移転・集約されると…

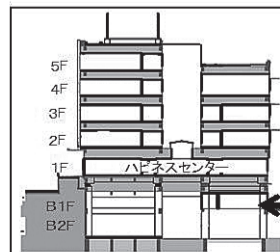
北野ハピネスセンター幼児部門は、多機能複合施設の地上1階に移転し、子どもの発育・発達に関する専門支援を行う中核施設として整備します。施設規模は現在の837㎡から約950㎡へ増え、整備に当たっては、お子さんや保護者の方々が安心して施設を利用できるよう、プライバシーとセキュリティ、バリアフリーなどに配慮します。

◆主な施設内容

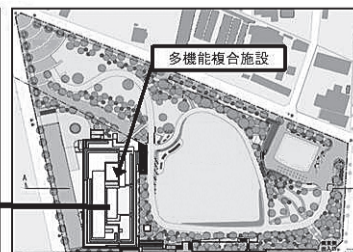
作業・理学療法室、療法室、相談室、療育室、体育室、園庭、交流サロンなど

◆事業の展開について

幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練などの事業を新施設に移転し、集約化するほかの施設との連携や関係機関とのネットワーク化を進め、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組むなど、事業の充実を図ります。たとえば、総合保健センターも新施設内に集約されることから、乳幼児健診との連携ではより早期に適切な専門療育へ繋げる療育支援が可能になります。また、新施設と教育センターが距離的に近いことから、総合教育相談室との連携による就学相談事業が充実します。



多機能複合施設 断面図イメージ



新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 平面図(基本設計)

※新施設移転・集約後の内容・平面図・断面図については、今後の実施設計以降の検討により変更する場合があります。